

「帯広市児童保育センター（中央エリア）」指定管理者の指定結果

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
中央児童保育センター	帯広市西7条南12丁目11番地
花園児童保育センター	帯広市公園東町3丁目8番地8
緑ヶ丘児童保育センター	帯広市西14条南17丁目1番地
第2緑ヶ丘児童保育センター	帯広市西14条南16丁目2番地

2 指定管理者

帯広市東3条南5丁目5番地

社会福祉法人竜谷保育会

理事長 石川 勝紀

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで